

事務連絡
令和2年5月12日

各 検 疫 所 御 中

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室

乳及び乳製品の衛生証明書の取扱いについて

標記については、令和2年5月12日付け薬生食監発0512第1号により通知したところです。

今般、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品部会の審議を踏まえ、生水牛乳に係る規格基準を新たに設けるため、本年6月1日に乳等省令の改正を行うことが予定されています。

本改正の施行に伴い、改正法による改正後の食品衛生法第10条第2項及び改正省令による改正後の食品衛生法施行規則第8条により輸出国の政府機関が発行する衛生証明書が求められることとなる乳及び乳製品に、生水牛乳及び生水牛乳を原料として使用した乳製品が含まれることとなります。

つきましては、検疫所においては、これらの品目の輸入届出があった場合には、輸入者に対し、本年6月1日以降、衛生証明書の添付が輸入要件となることを周知するとともに、施行後は必要な事項が記載された衛生証明書を添付するよう指導願います。